

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原 告 [REDACTED]

参加原告 [REDACTED]

被 告 千代田区長 外1名

令和6年10月22日

証 披 申 出 書 (2)

東京地方裁判所民事第2部B d係 御中

原告ら及び参加原告訴訟代理人弁護士 大 城 聰

同 福 田 隆 行

同 熊 澤 美 帆

同 久 道 瑛 未

頭書事件につき、原告らは、次の者の人証申請を追加する。

第1 証人

1 証人の表示等

[REDACTED]

2 尋問予定時間

約 30 分・同行

3 立証趣旨

- (1) 令和 3 年 9 月 21 日の区議会企画総務委員会における「当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」との答弁が虚偽であること
- (2) 須貝課長の答弁の区議会に与えた影響が重大かつ深刻であったこと
- (3) その他本件に関連する事項

4 尋問事項

- (1) 証人が、本件及び須貝課長答弁にどのように関わっているか。
- (2) 須貝課長が行った「当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」との答弁により、イチョウの伐採とⅡ期工事区間の道路整備との関係をどのように捉えたか。
- (3) 区提出の議案で賛否が分かれている場合、採決以外に区議会ではどのような対処方法をとることができるのか。
- (4) 当該答弁は、議会の審理にどのような影響を与えたか。
- (5) 当該答弁は、議会の採決にどのような影響を与えたか。
- (6) ホルヘ・アルマザン慶應義塾大学准教授の意見書に記載された代替

案が当時議会で示されていたとしたら、議会の審理にどのような影響を与えるか。

(7) その他本件に関連する一切の事実

以上